

「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」に関する協定書（案）

北海道（以下「甲」という。）と（選定された事業者名）（以下「乙」という。）は、「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、甲及び乙は、本事業を共同で実施するに当たり、道民に対して価格優位性のあるサービスを得る機会を提供し、再生可能エネルギーの導入を促すよう努めるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関する甲及び乙の役割、実施の条件、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

（役割等）

第2条 本事業における甲及び乙の役割は、次に定める事項どおりとする。なお、効果的に事業を推進するため、随時、甲と乙は協議を行うものとする。

- (1) 甲 本事業の広報に係る業務の支援
- (2) 乙 「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

（実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、「太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業」支援事業者募集要領（以下「募集要領」という。）及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（実施体制の構築及び事業計画の策定）

第5条 乙は、本事業の実施に当たり、必要な事項を記載した実施体制表及び事業計画書を、甲と協議のうえ作成し、事業開始までに甲に提出するものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、施工中の工事が有効期間を超える場合、協定期間は本事業が終了するまで延長する。

また、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1箇月前までに甲及び乙の一方から書面による協定終了の申出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 乙が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(責任)

第9条 事業に伴う責任は、乙又は施工事業者が負うものとして、甲は負わないものとする。

(疑義等の処理)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年(2021年) 月 日

甲 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部長

乙 (住所)

(社名) (選定された事業者名)

(職・氏名)